

越教組ニュース

二〇一六年人事院勧告出る

三年連続の月例給・一時金改善

埼教組も結集して マイナス面も 勝ち取る 見逃せない

人事院は八月八日、政府と国会に対して国家公務員の給与に関する「勧告」を行いました。

その概要については、

①月例給の民間給与との比較から国家公務員給与が〇・一七％(七〇八円)下回ることから行政給料表の改定を行う。

この時三〇歳までを一五〇〇円、その他を四〇〇円を基本としたベースアップとする。再任用者もこれに準じる。

②一時金(ボーナス)の支給月数においても民間との格差(民間四・三二月)是正のため〇・一月引き上げて、四・三月に改定するというものです。

今春闘において、労働者の賃金・労働条件の改善について、官民共同で闘うとともに「賃金改善署名」に取り組み、人事院や各省庁への直接行動(七月)が大きな力となりました。

越谷市教職員組合
情宣部
16.09.13(火)
Tel 988-3281
Fax 988-3283

てられることは、この部分に勤務成績を反映させて、格差・分断を持ち込もうとするものです。

県人事委員会では生活者目線で

ご存知のように、人事院勧告は、我々地方公務員の勧告(県人事委員会に

よる)に大きな影響を与えます。しかし人事院勧告をそのまま受け入れるのではなく、埼玉県の事情を加味した独自の勧告でなくてはなりません。これから勧告を基に本格的な交渉が始まり、越教組も積極的に参加します。皆さん、ご理解ご協力をお願いします。

給与が決定する過程

三月・四月 組合 春闘応援

人事院 各企業の春闘結果を収集・分析
県人事委員会 県内の企業の春闘結果を収集分析

七月 組合 賃金改善署名↓文科省・人事院に直接要請行動

八月 人事員勧告
県人事委員会 県内の春闘情報と人事院勧告を検討

九月 組合 賃金改善署名↓県人事委員会直接要請行動

十月頃 県人事委員会勧告

十月・十一月(場合によっては十二月)
県当局と賃金交渉(二〜四回)
※賃金以外の改善については、歳をまたいで交渉することも

十二月 県議会にて賃金改定条例可決

(国会で国家公務員賃金改定可決)

新しい賃金決定(九カ月遅れ)
差額計算↓差額支給

一月二日 新給与表による月例給支給

医療と学校、そして原発

教育のつどい
東部教育フォーラム

10月29日(土)開会2時
越谷中央市民会館5階
入場無料

講演1 福島第一原発part4 見え
ない真実 木野龍逸
講演2 医療崩壊と教育の切っても
きれない関係 本田宏

今年も元気に教研集会

今年も越教組主催の教研集会が開かれました。毎年好評の図工分科会をはじめ、国語、算数や図書、特別支援、働きやすい職場づくりの各分科会では、提案に対しての活発な話し合いがなされました。参加者は、越谷だけでなく他市からもみられました。

運動会の大王ころがしの絵が印象に残りました。絵の基本となった「はだかんぼ人間」からの指導法を今年こそやってみようと思います。

参加者感想

初めて小一を担任し、図工の指導に戸惑っていました。「運動会の絵」を描かせた時に「こうさせてはダメ」という掟のようなものを味わいましたが、小学校に勤務して以来、ずーっと、そのタブーに悩んでいます。参加して少し光が見えました。

最後に「担任の先生が困らないように」という言葉がありがたかったです。見せてもらって参考になりました。